

専門家と経営課題を 解決しませんか？

東京都中小企業振興公社の「**専門家派遣事業**」を利用される
区内中小企業者の利用料の一部を補助をします！

\\「専門家派遣事業」とは？\\

●企業の個別経営課題に応じて豊富な実務経験と支援実績を有する専門家が支援
中小企業診断士、ITコーディネータ、社会保険労務士、税理士、公認会計士、技術士 他

●1企業当たり8回まで専門家の派遣が可能

【取り組み内容例】

- ・経営環境の変化に合わせて経営方針や事業計画を策定したい
- ・オンライン商談を効果的に進めるためのアドバイスが欲しい
- ・新規事業戦略や資金調達について相談したい など

専門家派遣事業の
ホームページはこちら



専門家派遣事業利用料補助 概要

◆対象者

区内中小企業者

※台東区内に事業所・本店登記地〔法人〕があり、かつ区内に営業の本拠を有する中小企業をいいます。
※この制度を2年連続利用した中小企業者は対象となりません。

◆補助金額

- ・東京都中小企業振興公社に支払う**利用料1回あたり5,800円**
- ・1企業につき年間1テーマ、8回までを限度

補助例: 5,800円×8回分 = **46,400円**

◆申請枠

10社(先着順)

◆受付期間

令和5年4月10日(月)から開始

※令和6年3月末日までに実績報告書を提出できる方が対象です。

専門家派遣事業利用料補助の
ホームページはこちら



<お問合せ・申請書(補助金請求書)提出先>

公益財団法人 台東区産業振興事業団 経営支援課 商工相談担当
〒111-0056 東京都台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター
☎(03)5829-4125 FAX(03)5829-4127

専門家派遣事業利用料補助 事業の流れ

① 公社へ
専門家派遣
申込

② 事業団へ
事前面談
申請

③ 助成決定

④ 専門家派遣

⑤ 事業団で
事後面談
実績報告

⑥ 補助金交付

① 専門家派遣の申込み【東京都中小企業振興公社へ】

専門家派遣事業ホームページの[4]利用申込方法を参考にお申込みください。

② 商工相談員との事前面談・補助金交付申請【台東区産業振興事業団へ】

◆事前面談

商工相談員との事前面談を行ってください(要予約)。

◆補助金交付申請

面談後に補助金交付申請手続きとなります。以下の書類をご持参ください。

☐ 補助金交付申請書(第1号様式) ⇒ (事業団所定の様式・HPよりダウンロード)

☐ 専門家派遣事業に係る派遣決定通知書兼請求書の写し ⇒ (公社が発行したもの)

☐ 公社へ利用料を支払ったことが確認できる銀行明細の写し等

☐ 会社案内等(会社概要や所在地が分かるもの)

③ 助成決定

申請内容を審査し、補助金交付の可否を決定します。

※助成金交付決定前に派遣を開始した分については、補助対象外になりますのでご注意ください！

④ 専門家派遣 訪問・アドバイスなどの実施

⑤ 商工相談員との事後面談・実績報告書の提出【台東区産業振興事業団へ】

◆事後面談

派遣終了後、商工相談員との事後面談を行ってください(要予約)。

◆実績報告書類の提出(3月末日まで)

面談後に、以下の書類を事業団に提出してください。

☐ 補助事業実績報告書(第7号様式)

☐ 補助金請求書(第9号様式)

☐ 専門家派遣支援内容報告書

— (事業団所定の様式・HPよりダウンロード)

☐ 「専門家派遣を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書」の写し ⇒ (様式10 公社への実績報告書類)

⑥ 補助金の交付

補助金を銀行の指定口座に振り込みます。(請求書提出から1ヶ月以内)

<お問合せ・申請書(補助金請求書)提出先>

公益財団法人 台東区産業振興事業団 経営支援課 商工相談担当

〒111-0056 東京都台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター

☎(03)5829-4125 FAX(03)5829-4127

事業の詳細
書類のダウンロードはこちらから

公社HP



事業団HP

